- 控訴人の控訴及び被控訴人らの附帯控訴のうち原判決中被控訴人らの敗訴部分 に対する部分は、いずれもこれを棄却する。
- 二 被控訴人らの当審における請求の拡張に基づき、原判決の主文第三項以下を次 のとおり変更する。
- 三 控訴人は各被控訴人に対し、左の各金員の支払をせよ。 1 別紙債権目録(一)記載の各金員及びうち別紙債権目録(一の1)ないし(一の9)記載の金員に対する各支払期日欄記載の日の翌日から支払済みまで年六分の割合による金員。
- 別紙債権目録(二)記載の各金員及びうち別紙債権目録(二の1)ないし(二 の18)記載の金員に対する各支払期日欄記載の日の翌日から支払済みまで年六分 の割合による金員。
- 3 別紙債権目録(三)記載の各金員及びこれに対する各昭和六二年四月一日から 支払済みまで年六分の割合による金員。
- 4 昭和六二年四月一日以降本判決確定の日まで毎月二七日限り、別紙債権目録 (四) 記載の各金員及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年六分の 割合による金員。
- 被控訴人らの本訴請求のうち、控訴人に対し本判決確定の日の翌日からの賃金 の支払を求める部分は、これを却下する。
- 被控訴人らのその余の請求を棄却する。

事 実

当事者双方の申立

控訴人

(控訴について)

- 原判決中控訴人敗訴の部分を取り消す。
- 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

(附帯控訴について)

- 本件附帯控訴を棄却する。
- 被控訴人らが当審において拡張した部分の請求をいずれも棄却する。 2
- 附帯控訴費用は被控訴人らの負担とする。 3
- 被控訴人ら

(控訴について)

- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。

(附帯控訴について)

- 原判決中被控訴人ら敗訴の部分を取り消す。
- 2 被控訴人aと控訴人との間において、同被控訴人が控訴人に対し労働契約上の権利を有する地位にあることを確認する。
- 3 控訴人は各被控訴人に対し、左の各金員の支払をせよ。
- 別表一・給与表総額欄記載の各金員及びうち同表各年度欄記載の金員に対 するそれぞれの該当年度の四月から翌年の三月まで毎月二八日から支払済みまで年 六分の割合による金員。
- 別表三3・被控訴人らの一時金表総額欄記載の各金員及びうち同表各年度 欄記載の金員に対するそれぞれの該当年度の夏季分は同年六月一一日から、冬季分 は同年一二月一一日から支払済みまで年六分の割合による金員。
- 別表五・諸手当表合計額欄記載の各金員及びこれに対する昭和六二年四月 一日から支払済みまで年六分の割合による金員。
- 昭和六二年四月一日以降本判決確定の日まで毎月二七日限り、別表一・給 与表昭和六一年度欄記載の各金員(被控訴人b、同cについては括弧内のもの。) 及びこれに対する毎月二八日以降支払済みまで年六分の割合による金員。
- 4 控訴人は各被控訴人に対し、本判決確定の日の翌日以降毎月二七日限り、一か

月あたり別表一・給与表昭和六一年度欄記載の各金員(被控訴人 b 、同 c については括弧内のもの。)の支払をせよ。

- 5 附帯控訴費用は控訴人の負担とする。
- 6 右3、4項につき仮執行の宣言。
- 第二 当事者の主張及び立証

次のとおり付加するほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する (ただし、原判決三六枚目表六行目に「時に」とあるのを「特に」と訂正す る。)。

ー 被控訴人らの主張

1 被控訴人aの地位について

それに使用者の特定は、労働契約の最も重要な内容である。被控訴人aは明確に 控訴人方へ転籍する意思であつたのであり、契約の解釈においてはかかる労働者の 意思を重視すべきである。そして、この意味では、仮に最初の人事異動が在籍出向 であつたとしても、右の如き事実関係からして、後に至り被控訴人aと控訴人との 間には黙示の労働契約が成立したというべきである。 (二) また、仮に被控訴人aの控訴人への異動が終始在籍出向の性質を帯びてい

- 2 本件ユニオン・ショツプ協定の効力について (一) 一般にユニオン・ショツプ協定(以下「ユ・シ協定」という)は確かに間接的に労働組合の拡大強化をめざす制度には違いないが、実際には使用者が特定の組合とユ・シ協定を締結し、労働者が使用者の意にそわない労働組合を結成したりこれを侵害しているのが現実である。従つて、ユ・シ協定の有効性は単純にこれを肯定してはならないのであつて、労組法七条一号但書の趣旨も、単にユ・シ協定を締結すること自体を不当労働行為には該当しないというだけで、右条項から直をに使用者に解雇義務を発生させるものではなく、その意味でユ・シ協定の効力まで認めたものではない。使用者の解雇義務まで発生させるようなユ・シ協定はこれを無効と解すべきである。

仮に無効でないとしても、同様の趣旨から、本件ユ・シ協定の「故なく脱退」した場合に「解雇する」というその「故なき脱退」とは、例えば使用者の意をうけた脱退とか組合の存在自体を否定する趣旨の脱退のような労働者の団結権とは無縁な脱退に限定して解釈されるべきである。

ところで被控訴人らが参加人組合を脱退した経緯は従前主張のとおり(原判決事 実摘示「補助参加人の主張に対する原告らの反論」の項参照)であつて、右のよう な解釈をとればもちろん、そうでなくても右「故なく脱退」した場合には該らな い。

(二) 仮に本件ユ・シ協定が有効で、かつ被控訴人らの脱退が右協定にいう故なき脱退に該当するとしても、直ちに他組合に加入した者にはユ・シ協定の効力は及ばないこと従前主張のとおりである(原判決事実摘示「原告らの再抗弁」第一項参照。)。

控訴人は、そのような場合にも、脱退して別組合に入つた者が、別組合その他の外部勢力にそそのかされてユ・シ協定の締結組合を脱退して別組合に加入する等不当な目的で脱退が行われたような場合はユ・シ協定の適用を肯定すべき旨主張するが、一般論としても成り立ちえないのみならず、本件においては被控訴人らは、参加人組合が使用者寄りの組合であつて自主性がなく、かねてから参加人組合には何も期待しえないというあきらめの気持しか持ちえないでいたところ、たまたま参加人組合が解船員の配転問題に対して解労働者のために何一つしようとしないのを目のあたりにして、自らの権利を守るために参加人組合を脱退し全港湾(全日本港湾労働組合)の名古屋支部に加入したのであるから、いずれにしても控訴人の右主張労働組合)の名古屋支部に加入したのであるから、いずれにしても控訴人の右主張

(三) また、本件ユ・シ協定は、解雇の例外に関する協議条項(第九条(3)ただし書)を有するもので、いわゆる「尻抜けユニオン」と呼ばれるものである。かかる場合、使用者は解雇すると否との自由を有するから、そこに濫用の危険もあることに注意すべきである。

これを本件についてみると、控訴人が被控訴人らを解雇することは、控訴人の艀部門縮小計画に添うことになるから控訴人の利益になることである。このために控訴人は、本来参加人組合との関係では協議によつて被控訴人らを解雇しないでおくことが出来たにもかかわらず、あえて本件解雇に及んだとみうるのであり、かかる解雇はこの意味でも解雇権の濫用というべきである。

3 金員請求の追加について(当審における請求の拡張分)

控訴人の被控訴人らに対する本件解雇の意思表示は無効であり、被控訴人らはいずれも控訴人の従業員であるから、他の従業員と同様賃金その他の諸手当が支給されるべきところ、控訴人は昭和五三年四月一日以後その支払をしないので、被控訴人らは従前、右昭和五三年四月一日から同五五年九月二〇日までの賃金等未払金の総額(原判決添付債権目録(三)記載の金額)と翌二一日以降については同日現在の月額給与額(原判決添付債権目録(四)記載の金額)を基準とした金員の各支払請求をしていたが、控訴人にあつては、その後も毎年月額給与の昇給をなし、かつ一時金及び諸手当の支給をしているので、これらを次のとおり追加請求する。

(一) 月額給与の追加

(1) 被控訴人らの昭和五五年九月二〇日現在の役職及び扶養家族は、原判決事 実摘示「請求の原因」第三項(一)(1)に記載のとおりであるが、その後扶養家 族に次のような変動があつた。

被控訴人 d 昭和五七年四月から妻のみ

- 同 e 昭和五六年一月から子供一名
- 同 五七年一一月から子供二名
- 同 五九年五月から子供三名
- 同 b 昭和六二年一月から妻のみ
- 同 c 昭和五九年九月から子供一名
- 同 六二年一月から妻のみ
- 司 a 昭和五七年九月から子供三名
- (2) 被控訴人らの昭和五五年度の月額給与額は原判決添付債権目録(四)に記載のとおりであるが、控訴人は、昭和五六年度以降も毎年月額給与の昇給を実施しており、毎年四月から従業員に対し昇給額を支給してきた。その各年度の昇給基準は次のとおりである。
 - (イ) 昭和五六年度(当年四月より翌年三月まで、以下同じ。)
- 一五〇円(基本給日額)×二五十六〇〇〇円(付加給一律)+五〇〇〇円(精勤手当一律)=一万四七五〇円
 - (口) 昭和五七年度
- 二〇〇円(基本給日額)×二五+五七〇〇円(付加給一律)+三〇〇〇円(精勤 手当一律)+二〇〇〇円(家族手当一律)=一万五七〇〇円
- (ハ) 昭和五八年度
- 一五〇円(基本給日額)×二五+三〇五〇円(付加給一律)=六八〇〇円
- (二) 昭和五九年度

- 一五〇円(基本給日額)×二五+三二五〇円(付加給一律)=七〇〇〇円
 - 昭和六〇年度 (木)
- -五〇円(基本給日額)×二五+五二五〇円(付加給一律)+一〇〇〇円(家族 手当一律) = 一万円
- 昭和六一年度
- -五〇円(基本給日額)×二五+四五五〇円(付加給一律)+一〇〇〇円(家族 手当一律) =九三〇〇円
- (3) 従つて、被控訴人らの昭和五六年度ないし同六一年度の各月額給与額を便宜昭和五三年度ないし同五五年度の分(従来主張のもの。原判決添付別表(一)参照)と共に表記すると、別表一記載のとおりである。被控訴人らは右表記載の月額給与を毎月二七日限り控訴人から支払を受くべき権利を有する。
 - (\square) 一時金の追加
- 控訴人は毎年六月一〇日と一二月一〇日に一時金を支給しているが、昭和 五五年冬季から同六一年冬季までの支給基準は別表三1記載のとおりであつた。し かして、被控訴人らの各年度の基本給日額は右別表三2記載のとおりである。
- (2) また、被控訴人d、同cはいずれも主任であり、同bは班長であるところ、右全年度を通じ、役職手当は主任一万五〇〇〇円、班長八〇〇〇円であつた。 また、被控訴人らの技能手当は、いずれも六〇〇〇円である。
- 従つて、被控訴人らの昭和五五年冬季ないし昭和六一年冬季の各一時金額 を便宜昭和五三年夏季ないし同五五年夏季の分(従来主張のもの。原判決添付別表 (三) 参照) と共に表記すると別表三3記載のとおりである。被控訴人らは右表記 載の一時金を毎年六月一〇日(夏季分)と一二月一〇日(冬季分)限り控訴人から 支払を受くべき権利を有した。ちなみに、その合計額は右別表三3一時金表の総額 欄記載の金額となる。
 - 諸手当の追加 (三)
- 控訴人は、昭和五六年以降も、毎年従前どおりの日時、金額、基準で、従 前主張(原判決事実摘示「請求の原因」第三項(三)参照)の花見代、祝儀、初出 手当、行楽代、祝金を支給している。
- 従前主張の分に続く昭和五五年一〇月一日から昭和六一年一二月三一日ま での間に控訴人の全従業員に一律に支給された花見代、祝儀、初出手当の合計額は 九万六〇〇〇円である。
- (3) 行楽代の基準となる各年度の七月時点における被控訴人ら各自の扶養家族 数は次のとおりである。

五六年 五七年 五八年 五九年 六〇年 六一年

- 大人三 大人一 同上 同上 同上 同上
- 大人一 同上 大人一 大人一 同上 同上

小人一 小人二 小人三

- 大人三 大人一 同上 同上 同上 同上 b
- 大人三 同上 С
- 同上 同上 同上 大人二 大人二 同上 同上 同上 大人一 同上 同上
- 小人一
- 大人一 同上 大人一 同上 大人二 同上

小人三 小人二

従つて、従前主張のものの外、被控訴人らが控訴人より支給を受けるべき行楽代は 次のとおりである。

被控訴人 d 八万四〇〇〇円

- 同 一一万一〇〇〇円 е
- 八万四〇〇〇円 同 b
- 同 一三万二〇〇〇円 С
- 一〇万五〇〇〇円 同 f
- 同 一二万六〇〇〇円
- 被控訴人eは昭和五六年、五七年、五九年に各一子をもうけ、また被控訴 人aは昭和五七年に一子をもうけたから、控訴人は被控訴人eに対し六〇〇〇円以 上、被控訴人aに対し二〇〇〇円以上の出産祝金を支給すべきである。
- 従つて、被控訴人らに対し昭和六一年一二月三一日までに支給されるべき 諸手当を便宜従前主張の分と共に表記すると、その明細及び総額は別表五記載のと おりである。
 - (四) 遅延損害金の請求等

被控訴人らは従前遅延損害金の請求をしていなかつたが、新たに控訴人に対し、 従前主張分も含め右各未払金の支払期日の翌日(ただし諸手当については一括して 支払期日の後である昭和六二年四月一日)から支払済みまで商事法定利率年六分の 割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、昭和六二年四月一日から判決確定 の日まで毎月二七日限り昭和六二年三月現在の月額による給与の支払及びこれに対 する支払期日の翌日から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金 の支払を求める。

なおその後も毎月二七日限り右月額給与を支払うよう予め求める。

二 控訴人の主張

1 被控訴人aの地位について

(一) 藤木海運が解全部を売却するに伴つて、被控訴人aら解船夫に対し、控訴会社に対応するか、担当作業の変更に応ずるかの選択を求めたのは(なおもらい、担当作業の変更に応ずるかの選択を求めたのである。して、被控訴者であた。と言ったのであって、転籍が配転がの二者状のたのではない。と言ったのであって、転籍が配転がの二者状のではないのとはない。また、出向期間を定めることは出向のないものはないものであった。出向期間を定めることは出向のないものはかりであるにとは出向のないものはかりである。しためのないことは格別異とするにとは出向期間の定めのないものはかりである。に関する話合いの中で退職金の話題が出たのも、出向に対するるに関して説明がなってもいのとはであるに関して説明がなってもいのとはであるに関して説明がなってもは当までない。また、本件は単に使用者の特定が問題になった場合の主張は契約のである。とき労働者の意思に優位を置くべきだとする被控訴人らの主張は契約のである。別を無視するものである。

(二) 更に被控訴人らは、出向の場合にも出向先と労働者との間に労働契約関係があると考えるべきだとし、出向者の出向元及び出向先との二重の労働契約関係を主張するが、出向一般に二重の労働契約関係を認めることは出向の実態とかけ離れて論外であるし、本件においても被控訴人aと控訴人との間に存する関係は、黙示的にもせよ労働契約が成立したとするには不十分である。けだし、出向の場合には労務につき事実上の指揮・服従関係が存在するのは当然のことであるから、単にそれのみで労働契約の成否を決定することはできず、本件の場合それ以上のものではないからである。

2 本件ユ・シ協定の効力について

(一) ユ・シ協定は労働組合がその労働力を一手に掌握することにより使用者に対する交渉力を増大させるものとして、その有効性が一般に承認され実際的にもひろく普及しているものである。被控訴人らの、ユ・シ協定一般ないし本件ユ・シ協定にの各効力に関する解釈は到底採用しえないものであるが、たとえ本件ユ・シ協定にいう「故なき脱退」を被控訴人ら主張の如く狭く解したとしても、少なくとも組合の活動・運営などを不満とする脱退に正当事由が認められるためには、当該組合員が脱退前に多数の組合員の賛同を得て自己の意に添うような活動・運営がなされるべく努力したにも拘らず、一般組合員の無理解等当該組合員の責に帰しえないるがある。いずれにしてその目的を達しえなかつたという段階を経る必要があろう。いずれにしても被控訴人らの脱退が本件ユ・シ協定にいう「故なき脱退」に該ることは明らかである。

(二) 被控訴人らはまた、ユ・シ協定締結組合からの脱退者が別組合に加入したような場合にはユ・シ協定の効力が及ばない旨主張するが、そのような解釈はユ・シ協定を事実上空文化するものである。けだし、ユ・シ協定が合法的なものを差認される以上、締結組合の団結権と非締結組合の団結権との間に取扱上の差の生じても、そのこと自体には十分な合理性があるというべきであるし、労働者の自由に影響があるとしても、それは、元来排除されるべき公権力によらとは出の侵害に該る場合ではない。一般にユ・シ協定は労働者の団結権を実効あの組合員がユ・シ協定による規制を不当とするのであるから、憲法二八条がすべの労働員の賛同を得てこれを破棄する途もあるのであるから、憲法二八条がするとの場合に平等に団結権を保障しているとか、個々の労働者の組合選択の自由の保障もまれているとかという抽象的理論を根拠にしてユ・シ協定の効力を否定するよい。

仮に百歩を譲り、一般論としては締結組合からの脱退者が別組合に加入した場合、ユ・シ協定の効力はこれに及ばないと解するとしても、右脱退者にユ・シ協定 を適用することが衡平の原則に照らして相当であると認められるような特段の事情 がある場合には、ユ・シ協定の適用を肯定すべきである。そうして、脱退が、締結 組合から脱退すべき何らの合理的理由もないのに、別組合その他の外部勢力にそそ のかされて行われる等不当な目的でなされた場合も、かかる一場合としてユ・シ協 定の適用が肯定されるべきところ、本件については被控訴人らにつき次のような各事情が存するから、正に参加人組合を「故なく」脱退したものとして本件ユ・シ協定の適用を受くべきである。即ち、

- (1) 被控訴人らの加入した全港湾の東海地方名古屋支部(以下「名古屋支部」 という。)は、自己の組織の拡大を図るため、昭和五三年三月ころ、たまたま控訴 会社において艀部門から他部門への労働者の配転問題があつたのを奇貨として、参 加人組合杤木合同分会(以下「杤合分会」という。)の組合員を切り崩しの標的と し、多くの組合員に対し、或いは夜間私宅を訪問して執拗に参加人組合を脱退し全 港湾名古屋支部に加入することをすすめ、本人不在の場合には組合活動と全く無関係な妻や子女に対してまで脱退工作をなし、或いは参加人組合自体や同組合析合分会のg分会長を事実に反してまで不当に中傷、誹謗することまでして激しい脱退工作を行った。このような度があたまた。 まただった このような度があたまた。 はだによる時間である。 作を行つた。このような度外れた手段・態様による脱退工作が、社会通念上許され た正当な組合運動ないし組合間の競争の範囲を超えた不公正なものであることは言 うまでもない。
- 被控訴人らが参加人組合を脱退して全港湾名古屋支部に加入したのは、右 (2) の如き全港湾名古屋支部と意を通じて行つたものであり、換言すれば、本件脱退は右の如き全港湾名古屋支部の参加人組合に対する組織破壊活動の一環をなすもので ある。このことは、被控訴人らの脱退には何ら首肯しうるに足る理由のないこと、 同人らが全港湾と一体になつて、控訴人の艀部門の縮小問題に対する参加人組合の 地道な取組みを歪曲し、参加人組合を非難中傷する全港湾の文書作成に積極的に加 担していること、被控訴人らのうちには「名港労(参加人組合の略称)なんかはぶ つつぶすんだ。ぶつつぶすために我々は全港湾に入つたんだ。」と公言してはばか らぬものがいること等から、おのずから明らかである。
- (3) 被控訴人らは脱退の表向きの理由を「参加人組合の活動・運営などが労使協調に片寄り過ぎ、組合員の利益や権利を守る点で極めて不満である。」とし、具 体的には「控訴人においては昭和五二年——月頃より艀船員の沿岸・船内部門への 配転問題が生じていたところ、昭和五三年二月—三日控訴人のh業務部次長は艀部 門全労働者が一堂に会した全体会議の席上『希望配転を募るが希望者が一〇名に満 たない場合は年の若い順から指名配転する』旨述べた。このような事態に艀船員の 不安は増大したが、参加人組合からは何の意見聴取も説明もなく、g 杤合分会長に至っては配転問題の存在さえ知らない有様であった。」旨述べるが虚構である。解船員の配転問題のあったのは事実であるが、控訴人は配転はあくまで一方的な職務 命令に基づくことなく、すべて従業員本人の希望による方針で臨んでいたのであり、右g分会長からも昭和五二年一二月二〇日頃つとにその旨申入れを受けてい た。また、たとえ被控訴人らが仮に指名配転されることに不安を抱き、それを懸念 して危機感を持つたとしても、右指名配転を行わせないように会社に働きかけてこ れを阻止することは十分に可能だつたのである。ところが現実には、被控訴人らはこのような行動に及んだ事実は全くないままの状態で参加人組合から脱退したので あるから、脱退に正当の事由のないことは明らかである。
- 追加された金員請求について

被控訴人らは適法に解雇されたものであるから、給与、一時金等の請求権を有し ない。以下の認否は被控訴人らが控訴人の従業員であると仮定した場合のものであ る。

月額給与の追加の主張に対し。

(1)

1) 被控訴人らの主張3(一)(1)の事実は争わない。 同(2)の事実については、昭和五五年度の被控訴人bを除くその余の被控訴人 らの月額給与額、各年度の月額給与昇給額の計算方式のうち基本給日額の昇給分を 一律に一五〇円或いは二〇〇円としている部分及び昭和五七年、同六〇年、同六-年の家族手当の増額を漫然と一律としている部分は否認するが、その余は認める。

同(3)の事実については、被控訴人 b に関する部分は認めるが、その余は否認 する。

(2) 月額給与の昇給額についての控訴人の主張は次のとおりである。

基本給日額の昇給額 **(1)**

基本給日額については、昭和五六年度ないし同六一年度においても、従前におけると同様、全従業員につき一律に二〇〇円或いは一五〇円の昇給を認めたのではな く、次のとおり勤怠査定減額及び勤務評定加減給がなされた。昭和五六年度、同五 八ないし六一年度

欠勤がある者の場合

150円一勤怠査定減額+勤務評定加給

欠勤がない者の場合 (b)

150円一勤務評定減額

昭和五七年度

(a) 欠勤がある者の場合

200円一勤怠査定減額+勤務評定加給

(b) 欠勤がない者の場合

200円一勤務評定減額

しかして、右の勤怠査定減額及び勤務評定加減給の算出方法は、右各年度を通

じ、従前主張の昭和五五年度分のものと同様である。 即ち、勤怠査定減額は、前年の三月二一日からその年の三月二〇日までの欠勤日 数を基礎に、これを欠勤内容により別に定められた点数に換算し、その点数により 別に定められた金額を減額するのであるが、右期間における被控訴人らの勤怠につ

いては査定できないので、いずれも一〇〇パーセント出勤とみなし、減額しない。 勤務評定加減給は、控訴人が毎年四月ころに行つている前年度の勤務評定(その 評定の仕方は従前主張のとおり。原判決事実摘示「請求原因に対する被告の認否および主張」第三項(一)(イ)参照)に基づく評点により、右各年度とも本項末尾 の表に従い加減給したのであるが、被控訴人らの場合は昭和五三年の解雇以来右勤 務評定がなされておらないので、現在存在している資料のなかで最も近接した時期 の勤務評定の資料である昭和五二年冬季一時金の時のものを使用するのが合理的で あると考えられるところ、それによると、被控訴人らの勤務評定の最終平均評点 は、被控訴人は、一五、同e四・〇、同b九・〇、同c四・五、同f五・五、同a五・〇であるから、右各年度を通じ、被控訴人d、同b、同fについては勤務評定加減給はないが、被控訴人e、同c、同aについては五〇円が減額される。

A表(欠勤による減額のある者に適用)

<7256-001>

B表(欠勤による減額がない者に適用)

<7256-002>

家族手当の増額

被控訴人ら主張の家族手当の増額は、昭和五七年度のそれは妻及び第一子目につ き各一〇〇〇円を増額したものであり、昭和六〇年、六一年度のそれはいずれも妻 に対し一〇〇〇円を増額したものである。

なお、被控訴人eと同aは扶養家族が増えたとして家族手当の増額を請求してい るが、控訴会社においては、家族手当は扶養家族の増加等に関し、控訴人に対して 届け出がなされて初めて支給されることになつており、またその支給も届け出がなされた月より支給することになつているところ、被控訴人a及びeは、これまで全

く右届け出をなしておらないから、控訴人には右支払義務はない。 (3) 従つて、仮に被控訴人らに支払われるべきとした場合の昭和五六年度ない し六一年度の月額給与昇給額を試算すると別表二のとおりになる。

一時金の追加の主張に対し。

被控訴人らの主張3(二)(1)の事実については、そのうち、控訴人が (1) 毎年六月一〇日と一二月一〇日に一時金を支給していること及び被控訴人 b の基本給日額は認めるが、その余は否認する。

同(2)の事実は認める。

同(3)については、被控訴人bに関する部分は認めるが、その余は否認する。 2) 一時金についての控訴人の主張は次のとおりである。

控訴人が艀船員に対して支給した昭和五五年冬季から同六一年冬季に至る間の各 季の一時金の算出は、別表四1記載の計算式によつてなされた。

右計算式にいう基本給日額については既に述べたところで、便宜被控訴人らの各 年度の基本給日額を表記すると右別表四2記載のとおりである。

勤怠率は、従前におけると同様所定の期間の欠勤の有無に関するもので、被控訴 人らについては右の期間中欠勤がなかつたものとするので、いずれも一〇〇パーセ ントである。

勤務評価率については、<u>勤務評価の仕方、評価率とも、右の各季を通じ、</u>従前主 張(原判決事実摘示「請求原因に対する被告の認否および主張」第三項(. (イ) 参照) の昭和五三年夏季一時金のときと同様である。しかして、被控訴人ら については昭和五三年四月以降勤務評価をしていないので、前述の昭和五二年冬季 の勤務評価の数値を五項目五点法に引き直し、一項目当たりの平均評点を算出して 勤務評価率を定めると、被控訴人e、同c、同aの勤務評価率は九五パーセント、その余の被控訴人らはいずれも一〇〇パーセントとなることも、昭和五三年夏季-時金のときと同様である。

- (3) 従つて、仮に被控訴人らに支払われるべきとした場合の昭和五五年冬季な いし同六一年冬季の各一時金の額を試算すると別表四3記載のとおりになる。
 - 諸手当の追加の主張に対し。

被控訴人らの主張3 (三) (1) の事実のうち、花見代の名目、支給日、 支給対象並びに行楽代については否認するが、その余は認める。

被控訴人ら主張の花見代は花見代ではなく慰安会費であり、毎年四月中旬ころに

作業職の全従業員に支給されるものである。

行楽代は昭和五四年以降は廃止していたが、参加人組合杤合分会の強い要請によ り昭和五六年度より復活させ現在に至つているものであるが、これについては後に 述べる。

- 同(2)の事実は認める(ただし、花見代が慰安会費であること前記のとお り。)。
- 同(3)の事実は否認する。
- 同(4)の事実については、被控訴人 e、同 a が子をもうけたことは争わないが、 主張の趣旨は争う。
- 同(5)については、別表五のうち、花見代、みなと祭祝儀、初出手当、S54春 闘解決の各項目の金額については認めるが、その余は否認する。
 - 行楽代及び出産祝金についての控訴人の主張は次のとおりである。

行楽代は、昭和五三年度もそうであつたが、昭和五六年度の復活以降も全従業員 を対象として長島温泉の金券付入場券をその扶養家族構成(会社の家族手当支給対象者)により配布したもので、これを換算した金額及び支給基準は各年度により異なっている。便宜年度別の換算金額を示すと次のとおりである。 長島温泉金券付入場券代金

<7256-003>

次に出産祝金については、前述の家族手当請求の場合と同様、出生の届け出をな さない限り祝金を支払わない取扱いであるところ、被控訴人a及び同eはこれまで 何等の届け出もしていないので、控訴人は右支払義務を負わない。 (四) 遅延損害金等の主張に対し。

控訴人が被控訴人ら主張の遅延損害金等の支払義務を負つていることは否認す る。

補助参加人の主張

参加人組合の歴史、組織、運営等(従前の主張の補充)

名古屋港では、戦前から艀船員を中心とした中部港湾労働組合等の労働組合が結 成されていたが、いずれも戦時統制の強化と共に強制解散させられた。戦後、旧労 組指導者有志の発起で労働組合の再建が行われ、昭和二一年に全港湾の前身たる全国港湾労働同盟の結成をみるに至ったが、昭和三〇年前後のころに至るや、わが国 の労働組合の大勢は総評独裁の絶頂期となり、名古屋港でも総評左派に属していた 全港湾の組織一色に塗りつぶされて、常軌を逸した政治的ストが年中行事のように 強行される有様となった。こうした事態が国民感情の反発を招いたのも当然で、参加人組合は昭和三〇年一月、スト闘争至上主義を避け、国民的自覚と良識、健全な たとおりである。ちなみに、昭和五三年ころの組合員総数は約二五〇〇名であり、 八分会一支部があり、上部団体として日本港湾労働組合連合会に加盟している。

参加人組合は最高議決機関として組合大会を毎年五月に定期的に開いており、 会の参加メンバーは本部役員(組合長、副組合長、書記長、副書記長、執行委員) のほか評議委員、代議員である。代議員は組合員の総意をできるだけ効率的に反映 させるために採用されている制度で、各分会、支部の全組合員により直接無記名投票で選ばれるのが原則であるが、杤合分会においては各職場の声がまんべんな大会に反映されるように、各職場ごとから代議員を職場の意見で選出するという割当制を採用し、船内部門から三名、沿岸部門から三名、艀部門から二名、職員部門から一名を選出することにして結果の妥当性を図つてきた。また、組合大会に代わり組合の重要事項を決議する機関として評議委員会が置かれ、本部役員と評議委員とで構成され、評議委員は各分会・支部ごとに組合員数一五〇名ごとに一名の割合で構成される。杤合分会では分会役員が評議委員を兼務する慣行が定着していた。他に本部役員で構成される執行委員会がある。このように参加人組合は常に組合の総意を吸上げ運動に反映させるように組織作られた極めて民主的な組合である。参加人組合に対する組織妨害について

被控訴人らの参加人組合からの脱退は、全港湾の社会通念を逸脱した組合員獲得運動に加担し、参加人組合に対する組織妨害活動の一環としてなされたものである。即ち、全港湾の組合員獲得競争は不当に参加人組合を誹謗中傷するなど違法な行為に及び、その程度は組合間の正常な競争を超え秩序を破壊するものであつたのであり、被控訴人らは何ら正当な理由もないのにこれに加担したものであるから、それは通常の組合選択の自由の範囲を逸脱したものである。 第三 新たな証拠関係(省略)

理 由

一 被控訴人a以外の被控訴人らがいずれも昭和四二年四月一日控訴人に雇用され、解船員として勤務していたこと、控訴人が港湾運送事業、倉庫業等を営み、従業員約三〇〇名を擁する株式会社であることは当事者間に争いがない。 二 被控訴人aの地位について

被控訴人 a は、同被控訴人も控訴人との間に労働契約上の関係を有する通常の従業員であつた旨主張するが、当裁判所も同被控訴人は藤木海運から控訴人に出向した社員であつて、控訴人との間には労働契約が存せず、出向労働者として控訴人の指揮に従い労務を提供して賃金支払を受けることを主とした関係を有したに過ぎないものと考えるのであつて、その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の当該部分の理由説示と同一であるから、これ(原判決四四枚目表五行目から五五枚目表四行目まで。ただし、四八枚目裏九行目に「aから」とあるのを「aら」と訂正し、また五三枚目表一〇行目に「原告」とある次に「a」を加える。)を引用する。

1 右認定(原判決引用)に反する乙第三二号証、第九〇号証中の各記載並びに当審証人 h の証言部分は、原審における被控訴本人 a の供述その他弁論の全趣旨と対比してにわかに措信しえない。ちなみに付言すれば、被控訴人 a の籍が控訴人ると昭和五三年三月一〇日に言つたのが h 業務部次長でないことは原判決もそのおり認定しているものであるが、さりとて、右 h の証言ないし陳述書は、右とは対に、「籍はあくまで藤木海運にある旨を告げた。」と明言したというであったが、右次長の発言の直後に、これとは逆の趣旨の対応をする害もないから、また、「被控訴人 a に対し控訴人への出向方を勧誘した際に『控訴人に移つてほしい。』というような言葉は使つていない。」という藤木海運の「の陳述書も、「出

とか『退職金は現時点で受け取つてもよいが、将来退職の際に受け取つてもよい。』というような言葉は使つていない。」という藤木海運のjの陳述書も、「出向してほしい。」という意味で「移つてほしい。」ということもあろうし、出向命を伝達する機会でない、労働者の希望を打診する機会に、身分変動の仕方等にいて複数の角度から話題になつてもおかしいことではなく、kの陳述書(乙第三八号証。その成立は原審証人kの証言によつて認める。)にも「被控訴人aら三八号証。その成立は原審証人をの証言によって認める。)にも「被控訴人aら三八でおいばならないから貰わずに行くことにした。」とあることなど弁論の全趣においばならないから貰わずに行くことにした。」とあることなど弁論の全趣にある。しかし、さりとて右の如き発言から直ちに、j次長らが控訴人への移籍出向を示唆したとの結論を導きえないこともいうまでもない。

2 被控訴人aの昭和五一年八月の人事異動が在籍出向であるとの右判断に対し、 被控訴人aは右認定事実からすればむしろ控訴人に転籍(移籍出向)したとの結論 が導かれるべきであつて、就中藤木海運は右の時点で艀部門を廃止し艀船員を整理 しようとしたのであるから、控訴人から藤木海運への復帰など期待すべくもなく、 かかる事情の下でなされた異動は当然転籍とみるべきものだと主張する。

しかしながら、出向の中に実際上種々の形態のものがあることは被控訴人aも認 めるところであつて、人員整理の目的でなされる出向も巷間さまで珍らしいことで はない。従つて、同被控訴人の出向が藤木海運において艀部門を廃止した機会にな されたものであること、明示的にも黙示的にも期間の定めのなかつたことなどはい ずれも右人事異動を在籍出向と解することを妨げるものではない。異動に際して退職金のことが話題になつたことも格別結論を左右する程のものでないことは前記のとおりである。また、出向の場合、労働者は出向先の企業に対しその指揮命令のも とで労務提供を行うので、出向先の勤務管理や服務規律に服することとなるのは当 然であるし、他方、出向先もこれに伴つて安全配慮義務、労働基準法や労働安全衛 生法などの労働保護法の定める使用者ないし事業者としての責任などの一部を通常 分担することになろう。このほか、例えば退職金の例一つをとつても、本件におい て、藤木海運と控訴人の両社の勤務期間が通算され、両社で分担される扱いになつていたとみるべきこと前認定のとおりである。これら、出向の場合に通常みられる 出向元企業と出向先企業の密接な関係、役割分担等の関係を背景に考えると、被控 訴人aに対する港湾労働法一三条所定の届出を控訴人が行つていること、控訴人が 解雇予告手当等を供託していることなど被控訴人a指摘の諸事実も、未だ必ずしも 右の判断を左右するだけの決定的な力を有さず、これらの諸点を十分考慮してもな お、被控訴人aは藤木海運との間に労働契約関係を存続させながら、控訴会社に出 向していた者と解するのが相当である。

ではまた、同被控訴人。 一般で表示して、 一般で表示して、 一般で表示して、 一般で表示して、 一般であるというだけで、出向先たる場合であるというだけで、出向先たる場合ではなく、仮に在籍出面の労働契約側係を否定するでは、 一般であるでも、むしろ出向元たる藤木海運との間に、単に日常の労務指揮の服従関係のは、 一般である。)以上の関係たる雇用契約関係の出向労働者と出向免免の関係である。)以上の関係に可認められる場合もありうるかもしれない、 一般である。)以上の関係にで認められる場合もありうるかもしれない、 一般である。)以上の関係にで認められる場合もありうるかもしれない。 一般である。)以上の関係にで認められる場合に対して、 一般である。)は、 一般の場合に対して、 の実態とも添わないこととなろう。

むしろ通常の場合は、出向労働者と出向先との関係は、出向元との間に存する労働契約上の権利義務が部分的に出向先に移転し、労働基準法などの部分的適用がある法律関係(出向労働関係)が存するにとどまり、これを超えて右両者間に包括的な労働契約関係を認めるまでには至らないものというべく、本件も、前認定の事実その他本件証拠に現れた控訴人と被控訴人aの関係のみでは、未だその例外ではないと解せられるのである。

三 本件解雇の効力について

- 1 被控訴人a以外の被控訴人らに対する解雇について
- (一) 控訴人が昭和五三年三月三一日右被控訴人らに対し控訴人主張のとおり本件解雇の意思表示をしたことは当事者間に争いがない。しかして、右被控訴人らはいずれもかつて参加人組合の組合員であつて同組合杤合分会に所属していたところ、昭和五三年三月一七日ころ参加人組合を脱退し、直ちに全港湾に加入したものであること、控訴人と参加人組合との間には控訴人主張どおりの内容の本件ユ・シ協定が存すること、本件解雇が右ユ・シ協定に基づいてなされたものであることも当事者間に争いがない。
- (二) ところで、ユ・シ協定の効力一般については、一部に無効論も存するところであるが、労働者の権利や自由は通常団結を通して実現されるものであり、ユ・シ協定は労働組合の組織の拡大強化を図ることにより労働者の団結権を保護しようとしたものであるから、その効力を一概に否定する必要はない。しかし、それはまた「両刃の剣」などとも評されるように濫用の危険も存するのであるから、右のような正当な機能を果たすものと認められる限りにおいてのみその効力を承認することが出来るものであると解すべきところ、憲法二八条はすべての労働者に対し団結権を保障し、労働者の組合選択の自由は右団結権の重要な一内容をなすものである

から、ユ・シ協定をもつて、併存する他の労働組合の存在、ひいては従業員の組合選択の自由を否認する根拠とすることはできない。

従つて、ユ・シ協定を締結している労働組合の組合員が、右組合を批判し、 に組合を結成し、または既存の他の組合に加入する目的をもつて右組合から脱退す ることも、右組合選択の自由の一つとして本来当該労働者の自由になしうるところ というべく、かかる場合ユ・シ協定の効力は、右脱退が単に脱退労働者の個人的事 情や使用者と通謀してなされた等の特段の事情のないかぎり、右脱退組合員には及 ばないものと解するのが相当である。そうして、かかる場合、脱退組合員が、所属する組合においては自己の意思または利害が全く抑圧されて自己の労働権を確保す ることが著しく困難な状況にあつたなどの条件は、これを付するを要しないものと 考える。控訴人は、ユ・シ協定の効力の及ぶ範囲をかく狭く解することはユ・シ協 定を空文化させるものであると主張するが、全く無意味になつてしまうわけではな いし、もともとユ・シ協定は個々の労働者の、組合に入らない自由や組合選択の自 由等との対立をはらみ、法の解釈はかかる対立する諸利益の調整を目指さなければ

ならないのであるから、やむをえないところというべきである。 (三) そこで、これを本件についてみるに、本件ユ・シ協定の文言が「故なく乙(参加人組合のこと。)を脱退した場合」というように「故なく」という修飾を付 しているので、それが如何なる意味を有するかがまず問題となるが、ユ・シ協定一 般の効力に関する前段説示の解釈は、当該ユ・シ協定の文言中に「故なく」という ような文言を付されていなくても同様に解すべきであるから、右字義のせんさくは

本件にあつては特段の意義を有しない。

しかして、被控訴人らは全港湾名古屋支部に加入するために参加人組合を脱退し たものであるところ、成立に争いのない甲第八四号証、乙第五五号証、第五七号証の一・二、丙第一号証、弁論の全趣旨により成立の認められる甲第五四号証、第八五ないし第一〇三号証、第一一四号証、乙第一〇ないし第一四号証、第一五号証の 一ないし八、第一六号証、第七三ないし第八五号証、第九一号証の一・二、第一〇 〇号証、丙第五ないし第九号証並びに当審証人h、同gの各証言、被控訴本人dの 当審における供述を総合し、弁論の全趣旨を参酌すれば、(1)参加人組合は昭和 三〇年一月、当時名古屋港の港湾労働者の大半をその組織下に擁した全港湾名古屋 支部の指導路線に反発して同支部を脱退した三職場分会(藤木海運外二社の各分 会。当時未だ控訴会社は設立されていない。)の従業員が結成した労働組合で、全 港湾名古屋支部と参加人組合は、その運動方針や指導綱領に違いはあるものの、共 に長い歴史とそれ相応の運動実績を有する名古屋港地区における指導的な労働組合 であること。尤も、両組合の栄枯盛衰を組合員数の多寡によつてみると、参加人組 合の発足当時圧倒的多数を誇つていた全港湾名古屋支部はその後において組合員が 大量に脱退し、昭和五三年ころには参加人組合は二五〇〇名余の組合員数を有する のに対し、一〇〇〇名を割るまでに凋落してしまい、そのため全港湾名古屋支部では昭和五二年度の定期大会で新組合員一〇〇名の獲得を決め、それを受けて昭和五三年一月一九日の執行委員会では同年二月から向う四か月を組織拡大月間としてそ のための運動を勢力的に行うことを取り決めたこと。(2)折柄、控訴会社においては、昭和四八、九年ころ以降減少の一途をたどりつつあつた艀業務に対処すべ く、昭和五二年末ころから同部門の合理化が内部的に検討されつつあつたが、昭和 五三年に入つて一月の役付者会議、二月一三日の全体会議等において、艀船員に対 し船内、沿岸部門へ一〇名程度の配転希望者を募りたい旨の会社の方針が公にされ たところ、あたかもその時期が前記全港湾名古屋支部で組織拡大運動を勢力的に展 開し始めた時期にあたつていたため、同支部の組合員らが同年二月から三月にかけ てしきりに被控訴人らを含む参加人組合の組合員のところへも戸別訪問等をして全 港湾への加入方を勧誘して廻つたのであり、その際しばしば右配転問題のことなど を話題に供しては「参加人組合にいても何もしてもらえないから全港湾に入れ。」 という趣旨のことを言つて全港湾への加入をすすめたこと。 (3) 被控訴人らはいずれもこうした勧誘を受けているうちに全港湾に参加する気持になり、全港湾名古屋支部に加入するべく参加人組合を脱退したものであること。以上の各事実が認められるのであつて、右の事実関係によれば、いずれにしても前記説示の解釈に従 い、本件ユ・シ協定の効力は被控訴人らには及ばないと解して妨げない。

控訴人は、全港湾名古屋支部の組合員獲得の仕方には、或いは既に参加人 組合に入つている者のところへ夜間或いは留守中家族の者に迷惑をかけるような形 で押しかけ、或いは参加人組合のことを不当に中傷するなど組合間の正常な競争の限度を超えたものがあり、被控訴人らはこれに加担したものである旨主張するが、 全港湾名古屋支部の組合員の行動に何らかの行き過ぎがあつたとしても、それが別途参加人組合に対する信義則違反ないし不法行為の問題となることあるは格別、右のゆえをもつて直ちに被控訴人らの脱退が通常の脱退以上の消極的評価を自体は確ればならないとは即断しえない。被控訴人らが参加人組合を脱退したこと自体は限かにそれだけ参加人組合の組織を弱めることではあるが前記の如く組合選択の結果であるからそれ自体は不法性を帯びるものではなく、そして本件についし著して、被控訴人らにつきなんらかの参加人組合に対する違法行為ないし著した。後の主張は採用することが使事であると、他に対する報告により、本件ユ・シ協定によっては控訴人に被控訴人は関する。

解雇する義務は生じない。そうすると、他に右被控訴人らに対する解雇の合理性を裏づける特段の事由の認められない本件においては、本件解雇を社会的に相当なものとして是認することはできず、結局、右協定に基づく本件解雇は、解雇権の濫用として無効なものというべきである。

2 被控訴人aに対する解雇について

被控訴人aが参加人組合を昭和五三年三月一七日ころ脱退し、そのころ全港湾名古屋支部に加入した事実は当事者間に争いがない。

そして本件において参加人組合を脱退したことを理由とする解雇が許されないことは、同被控訴人以外の被控訴人らの解雇についてさきに判断したのと同様である。すると、その余の点を判断するまでもなく、被控訴人 a に対する本件解雇も無効である。

四 被控訴人らの控訴人に対する賃金等の請求権について

被控訴人らに対する本件解雇の意思表示が無効であり、被控訴人らは依然として 控訴人の従業員ないし出向社員としての地位を有することは以上判示したとおりで あるから、被控訴人らが本件解雇の日の翌日である昭和五三年四月一日以降も控訴 人に対し賃金等の請求権を有することは明らかである。よつて、以下その額につい て判断する。

1 月額給与について

(一) 被控訴人らがいずれも本件解雇当時、毎月二七日限り、前月二一日から当月二〇日までの分の月額給与の支払を受けていたこと、控訴人が昭和五三年から昭和六一年までの間毎年月額給与の昇給をしており、毎年四月から従業員に対し昇給額を支給していたこと、被控訴人らが昭和五三年四月一日以降も引続き控訴人の従業員としての地位を有していた場合の同被控訴人の昭和五三年度ないし昭和六一年度(但し、昭和六二年一月以降の分を除く。)の月額給与額が別表一の被控訴人は欄記載のとおりであること、以上は当事者間に争いがない。

(二) そこで、その余の被控訴人らの昭和五三年度ないし同六一年度の月額給与額及び被控訴人ら全員の昭和六二年一月ないし三月分の月額給与額を検討する。

(イ) 昭和五三、五四、五五年度の月額給与額

「右各年度については、当裁判所の認定、判断も原判決の当該部分の理由説示と同一である。よつて、これ(原判決六○枚目裏一行目から同六四枚目裏六行目まで。)を引用する。

なお、被控訴人 e は昭和五六年一月に扶養家族(子)が一名増加したことを理由にその分の家族手当をも請求しているが、弁論の全趣旨により成立の認められる乙第一一四号証によれば、右家族数の変動時点に効力を有していた控訴人方の作業員給与規定では、「家族手当は本人の申告により……支給する。」(第一三条)との定めとなつていることが認められるところ、同被控訴人がかかる申告ないしこれと同視すべき行為をしたと認めるに足る証拠がないから、右手当はこれを認めることができない。

(ロ) 昭和五六年度ないし同六一年度の月額給与額

右各年度の月額給与の昇給基準が、昇給額の計算方式のうちの基本給日額の部分及び昭和五七年度及び昭和六〇、六一年度の家族手当の増額が一律であつたかを除いて、被控訴人ら主張のとおりであつたことは当事者間に争いがなく、弁論の全趣旨により成立の認められる乙第一一〇、第一一一号証によれば、右計算方式のうち基本給日額については各年度とも控訴人主張のとおりの方法により勤怠査定減額及び勤務評定加減給がなされていたこと、被控訴人らについては右各年度を通じ前年三月二一日から当該年度の三月二〇日までの勤怠記録は存せず、各給与改定時における勤務評定もなされていないことが認められる。

かかる場合、右各年度を通じ、各月額給与改定時の被控訴人らの勤怠査定はいず

れも一〇〇パーセント出勤とみなし、勤務評定加減給は昭和五二年冬季一時金支給の際の勤務評定に基づいてするのが相当であると解せられることは、前記昭和五五年度以前の場合と同様である。

また、昭和五七年度二〇〇〇円、昭和六〇、六一年度各一〇〇〇円の家族手当の 増額については、弁論の全趣旨により成立の認められる乙第一一三号証によれば、 昭和五七年度のそれは妻と第一子目に対し各一〇〇〇円宛、昭和六〇年、同六一年 度のそれは妻に対してのみ一〇〇〇円を増額したものと認められ、反証は存しない。

よつて、被控訴人らは控訴人に対し、本件解雇の日の翌日である昭和五三年四月 一日から昭和六二年三月二〇日までの間の月額給与分として、それぞれ、別紙六の 表の「供託分控除後の合計額」欄記載の金員と、この間毎月の月額給与額(昭和五 三年四月分は同表昭和五三年度欄記載の月額給与額から前記控訴人供託分を除いた 額)に対する各給与支給期日の翌日(毎月二八日)から支払済みに至るまで商事法 定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を請求する権利を有するというべきで ある。

ある。 ところで、本件口頭弁論終結時未だ弁済期の到来していない昭和六二年三月二一日以降の月額給与(厳密には昭和六二年三月二七日支払期日の同年二月二一日から同年三月二〇日までの分もこれに含めるべきなのであるが、この分については便宜履行期の到来している分と一括して扱つた。)のうち本判決確定の日までの分については、控訴人が被控訴人らの就労を拒否している態度に照らして、遅延損害金とも予めその請求をする必要があるというべきであるから、これをも認容すべきである。しかし、本判決確定の日の翌日以降の月額給与の支払請求については、本訴において予めその請求をする必要は認められないから、右請求にかかる部分は訴の利益を欠き却下を免れない。

2 一時金について

- (一) 控訴人が毎年六月一〇日と一二月一〇日に一時金を支給していること、被控訴人bが昭和五三年四月一日以降も引続き控訴人の従業員としての地位を有していた場合の同被控訴人の昭和五三年夏季ないし昭和六一年冬季の各一時金の額及びその合計額が別表三3の被控訴人b欄記載のとおりであることは当事者間に争いがない。
- (二) そこで、その余の被控訴人らの昭和五三年夏季ないし同六一年冬季の各一時金額について判断する。
- (イ) 右のうち、昭和五三年夏季ないし同五五年夏季の各一時金については、当裁判所の認定、判断も原判決の当該部分の理由説示と同一である。よつて、これ(原判決六六枚目表九行目から同六八枚目表六行目まで。)を引用する。
- (ロ) 昭和五五年冬季ないし同六一年冬季の分についても各一時金の計算方式についての控訴人の主張と被控訴人らの主張の違いは、勤続加給、役付手当などの目を別にすれば、被控訴人ら主張の算式によつて決まる一時金支給基準額(ただし、基本給日額の主張が異なるので結果として得られる具体的数額には差が生る。)に毎期控訴人主張の勤怠率と勤務評価率を乗ずるか否かにあるところ、弁護を融資により成立の認られる乙第一一〇号証、第一一二号証によれば、右期間での全趣旨により成立の認られる乙第一一〇号証、第一一二号証によれば、右期間であると解析とおり動怠を除く解析員に支給されたものであったこと、しかしており動怠を、勤務評価率の決定方法なども控訴人主張どおりてあったことが認められる。

かかる場合、勤怠率については、被控訴人の責に帰すべき事由によりがある場合、勤怠率については、被控訴人の責に帰すべき事由によいであるからいずれも一〇〇パーセント出勤とみなし、る勤務率については昭和五二年冬季一時金支給の際になされた三項目三点法による勤務評価率を五項目五点法による評点に引き直し、一項目当たりの平りによる被控訴人。同 f の勤務評価率を九五パーセントさる被控訴人。同 f の勤務評価率を九五パーセントさる被控訴人。同 g の勤務評価率を九五パーセントさるで、1、以下となる被控訴人。同 g の勤務評価率を九五のが相五五年をのによりをあるの昭和五五年度の出土をの基本給日額については、被控訴人ののの明初のとおりとなる。また、被控訴人の基本給日額の昇給額については先に認定したとおりるのよの方面の表示を表示の表示を表示であるところ、昭和五五年度ないし同六一年度の主任手当(役付手当)がいずれも一万五〇〇〇円であつたこと及び被控訴人らの技能手当)がいずれも一万五〇〇〇円であつたこと及び被控訴人の技能手当

いずれも六〇〇〇円であることは当事者間に争いがない。 なお控訴人主張の計算式中の勤続加給は、被控訴人ら主張のとおり勤続年数に一 万円を乗じた額で、被控訴人ら全員について昭和五六年夏季一時金支給時における 勤続年数は一四年であることにも明らかに争いがない。

- (二) 以上によれば、被控訴人b以外の被控訴人らの昭和五五年冬季ないし同六 一年冬季の各一時金の額(円未満の端数は切捨て)は別表四3記載のとおりである と認められる。
- (三) よつて、被控訴人らは控訴人に対し、それぞれ、昭和五三年夏季ないし同六一年冬季の各一時金の合計額である別紙債権目録(二)記載の金員と、この間各季の一時金額に対する各一時金支給期日の翌日(夏季分は六月一一日、冬季分は一二月一一日)から支払済みに至るまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を請求する権利を有するというべきである。 3 諸手当について
- (一) 支給金の正確な名称の点は別として、控訴人が毎年四月に花見代(控訴人の主張によれば慰安会費)として作業職の全従業員に対し一万円宛を、毎年七月二〇日の海の記念日に祝儀として全従業員に対し五〇〇〇円宛を、毎年一月四日に初出手当として全従業員に対し一〇〇〇円宛を支給しているほか、昭和五四年春闘が解決した際に解決一時金(控訴人の主張では昇給一時金)として作業職の全従業員に対し一律四万円を支給したことは当事者間に争いがない。

そうすると、昭和五三年四月一日から同六一年一二月三一日までの間に支給された右諸手当の作業職従業員一人当たりの合計額は一八万三〇〇〇円と認められる。 しかるに被控訴人らはこれを一八万四〇〇〇円として計算しているが、これは昭和 五三年一月四日に受け取つた筈の初出手当を加えているためで(別表五初出手当の

昭和六二年一月四日の初出手当を主張するならばともかく、右を計算 に加える根拠はないから過誤によるものと認められる。

控訴人が特別慶弔見舞金規定に基づき結婚祝として一万円以上を、子女の 出産祝として一子につき二〇〇〇円以上を支給していること、被控訴人 e が昭和五 五年一月に結婚し、同五六年一月、同五七年一一月、同五九年五月に各一子をな し、被控訴人aが昭和五四年八月及び同五七年九月に各一子をもうけたことは当事 者間に争いがないところ、控訴人は、右祝金は当該従業員から控訴人に対し婚姻届 出や出生届出がなされない限り支払わない取扱いであると主張するが、平常の場合 とは異なる本件の如き場合にあつては、前記の賃金仮払い仮処分申請書ないし附帯 控訴の趣旨変更申立書の送達により、右届出が控訴人に対してなされたものと認め るのが相当である。

行楽代について、被控訴人らは、控訴人が昭和五三年以降も毎年七月に行 (三) 楽代として全従業員に対し被控訴人ら主張の額の金員を支給していると主張する が、右主張事実を認めるに足る証拠はない。尤も、控訴人の主張によれば、昭和五三年度及び同五六年度以降は長島温泉の金券付入場券を従業員本人及びその扶養家 族(家族手当対象者)に配布したというのであり、弁論の全趣旨により成立の認め られる乙第一一五号証により右事実が認められる。そこで、被控訴人らが本件解雇 がなかつたならば他の従業員と同様右入場券の配布を受けたであろうことはもとよ り想像に難くないが、それを直ちに金員の支給と同一視することはできない。 (四) 以上によれば、諸手当分として控訴人に対し、被控訴人 e は一九万九〇〇

〇円、同aは一八万七〇〇〇円、その余の被控訴人らはいずれも一八万三〇〇〇円の支払を請求する権利を有する。よつて、被控訴人らの諸手当金の請求は、右各金員と、これに対する各支払期日の後である昭和六二年四月一日から支払済みに至る まで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を請求する限度で正当であ る。

以上の次第であつて、結局、被控訴人らの本訴請求は次の限度で正当である。即 ち、地位の確認請求については、被控訴人a以外の被控訴人らが控訴人に対しそれ ぞれ労働契約上の権利を有する地位にあること及び被控訴人名が控訴人に対し出向労働者としての権利を有する地位にあることの確認を求める限度、金員請求につい ては、控訴人に対しそれぞれ別紙債権目録(一)記載の給与総額(別表六の「供託 分控除後の合計額」欄記載のものに同じ。)とうち毎月の月額給与につき支払期日 の翌日たる各該当月の二八日から支払済みに至るまで年六分の割合による遅延損害 金(その明細は別紙債権目録(一の1)ないし(一の9)のとおり。) 目録(二)記載の一時金総額とうち各季の一時金につき支払期日の翌日たる夏季分 は各該当年の六月一一日、冬季分は各該当年の一二月一一日からいずれも支払済み に至るまで年六分の割合による遅延損害金 (その明細は別紙債権目録 (二の1) な いし(二の18)のとおり。)、別紙債権目録(三)記載の諸手当金総額とこれに対する昭和六二年四月一日から支払済みに至るまで年六分の割合による遅延損害 金、並びに昭和六二年四月一日以降本判決確定の日まで毎月二七日限り別紙債権目 録(四)記載の金員とこれに対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで年六分 の割合による遅延損害金の各支払を求める限度で理由があるから、これらを認容す べきである。しかし、控訴人に対し本判決確定の日の翌日からの賃金の支払を求める部分はこれを却下すべく、また、その余の請求は理由がないからこれを棄却すべ きである。

そこで、 本件控訴及び請求拡張部分を除く附帯控訴はいずれもこれを棄却するこ ととするが、被控訴人らの拡張請求については、その大部分を認容することとなる ところ、右は、原判決がその主文第三項以下で判決した金員支払に関する部分と極 めて密接な一体的関係にあるので、右第三項以下については、むしろ原判決変更の 形式を採用し、本判決主文第三項ないし第五項をもつて、被控訴人らの本件訴訟に おけるすべての金員請求について上記判示に添う判決をなすこととし、従つて訴訟 費用の負担についても民訴法九六条、九二条、九四条を適用し、なお仮執行の宣言 につき同法一九六条を適用のうえ、主文のとおり判決する。 (裁判官 小谷卓男 海老澤美廣 笹本淳子)

債権目録(一)~(四)、別表一~六(省略)